

長崎県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例

平成20年2月8日 条例第2号

(設置)

第1条 年度間における財源調整を行うことにより、財政の健全な運営に資するため、長崎県後期高齢者医療広域連合財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立)

第2条 基金として積み立てる額は、予算の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 長崎県後期高齢者医療広域連合長（以下「広域連合長」という。）は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 広域連合長は、次の各号に掲げる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

- (1) 経済事情の変動等により財源が著しく不足する場合において、当該不足額を補填するための財源に充てるとき。
- (2) 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収を埋めるための財源に充てるとき。
- (3) 保険の給付に要する費用に不足を生ずる場合において、当該不足額を補填するための財源に充てるとき。
- (4) 保健事業に要する経費の財源に充てるとき。
- (5) その他広域連合長が特に必要と認めるとき。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。